

裁判所が保有する歴史公文書の移管

長谷川 久美、有井 広光
最高裁判所

1. はじめに

国立公文書館法第15条においては、国の機関は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている。

行政府省については、歴史資料として重要な公文書を国立公文書館に移管する旨の閣議決定がされていたところであり、裁判所においてもその保有する公文書を移管する方向で内閣府及び国立公文書館との間で協議を積み重ね、平成21年8月、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保管する歴史公文書を内閣府を経て国立公文書館に移管するとの申合せが締結されたものである。

2. 申合せの概要等

2.1 申合せの概要

裁判所は、基本的には「裁判」を行うことを責務とする国家機関であり、ここで行われる事務を「裁判事務」と呼んでいる。他方、裁判所という組織がその本来の使命である「裁判」を行うために必要な人的態勢、物的設備を供給維持し、裁判事務が円滑・効率的

に行われるよう図ることを主たる内容とする事務を「司法行政事務」と呼んでいる。

この事務の区別を、裁判所で作成される文書に当てはめると、裁判事務において作成される文書と、司法行政事務において作成される文書とに分かれることになる。そして、前者を「裁判文書」と呼んで、後者の「司法行政文書」と区別している。司法行政文書は、行政府省が保有している文書と類似しているものが多いと思われるが、裁判文書はそれとは全く性質が異なっている。今回の申合せではその双方を国立公文書館に移管することが定められたものであり、裁判所の場合、裁判文書を移管する点に行政府省とは異なる特色がある。

申合せは行政府省と同様に三層構造となっている（42頁以降参照）。

一層目は、裁判所が保管する「歴史資料として重要な公文書等」を、(1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書、(2) 司法行政文書のうち、裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定及び当該意思決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程が記録されたものとし、これらの文書を内閣総理大臣（国立公文書館）に移管することを定めている。

二層目及び三層目は、一層目申合せに基づき、「歴史資料として重要な公文書等」とし

長谷川 久美（はせがわ くみ）
最高裁判所事務総局総務局第三課課長補佐
有井 広光（ありい ひろみつ）
最高裁判所事務総局秘書課専門官

て、内閣総理大臣（国立公文書館）に移管される対象文書の具体的な基準及び内閣総理大臣への移管手続を定めている。

2. 2 移管の対象となる文書

司法行政文書については行政府省とほぼ同じ内容になっていることから、以下では裁判文書を中心に移管の対象となる文書について説明する。

2. 2. 1 裁判文書

裁判文書とは、裁判事務、すなわち、一切の法律上の争訟及びその他の法律において裁判所が取り扱う事件に関する一切の事務に関して作成するものであり、「事件記録」と「事件書類」とがある。

「事件記録」とは、裁判所が取り扱う事件の記録のことであり、民事事件の事件記録の場合には、口頭弁論調書、訴状、答弁書、準備書面、証拠の目録、証拠書類、証拠調べ調書等により構成されている。この事件記録の保存期間は5年である。「事件書類」とは、事件記録等保存規程¹第2条第2項では、「事件に関する書類で（中略）記録から分離されたもの」と定義されている。民事事件の判決原本はこの事件書類に当たり、その保存期間は50年である。

ア 民事事件の判決書の原本

民事事件には、貸金の返還、建物の明渡し、交通事故による損害賠償を求める訴え等の民事訴訟事件、離婚や認知の訴え等の人事訴訟事件、行政処分の取消しを求める訴え等の行政訴訟事件が含まれる。これらの判決書は、各事件における裁判官の終局判断を示すものであり、歴史資料として重要な公文書等として移管の対象としたものである。

イ 事件記録等保存規程第9条第2項に基づき保存されている民事事件の事件記録等

事件記録等保存規程第9条第2項では、「記

録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」とされており、(1) 重要な憲法判断が示された事件、(2) 重要な判例となった裁判がされた事件、(3) 世相を反映した事件で史料価値の高いもの、(4) 全国的に社会の耳目を集めた事件等の事件書類及び事件記録については、その保存期間満了後も裁判所において保存しているものであるが、これらは歴史資料として価値があることから移管することとした。

2. 2. 2 司法行政文書

司法行政文書として移管の対象となるものは、最高裁判所が保有する、(1) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。）、(2) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定に基づく裁判所の事務の実績が記録されたもののほか、ほぼ行政府省と同じ内容となっている。具体的に移管の対象となる司法行政文書としては、最高裁判所の規程・規則原本や重要な通達等が考えられる。

3. 移管予定時期等

裁判文書については、まずは、昭和30年までに完結した事件にかかる民事事件の判決原本等を、平成21年度から順次、数年かけて移管することを予定している。

最高裁判所の民事判決原本については、大審院²時代から昭和30年完結分までの民事判決原本全てが、下級裁判所の民事判決原本については、原則として昭和19年以降昭和

1 事件記録等保存規程とは、裁判文書の管理ルールの基本について定めた最高裁判所の規程である。

2 現行憲法施行前の最上級の司法裁判所であり、明治8年に設置されたものである。

30年までに完結したものが、それぞれ移管の対象となる。民事判決原本は、事件記録等保存規程上の保存期間の50年経過後、廃棄手続を進めるべきものであるが、歴史資料として保存すべきとの研究者等の声も考慮し、平成5年ころに廃棄手続を留保するよう別途指示を出しており、昭和18年完結分までは国立大学に移管し、これらの判決原本は、国立大学から順次国立公文書館に移管されている。この下級裁判所の判決原本については、保存期間経過により一部廃棄されてしまったものを除き、大部分は引き続き裁判所で保管しており、これらに移管することになる。

また、司法行政文書については、平成22年4月以降、内閣府との間で、平成23年度に移管すべき文書の選定の協議を行い、実際の移管作業は平成23年4月以降となる予定である。

4. おわりに

今回の申合せ締結に向けては、裁判所、内閣府及び国立公文書館との間においても幾多の議論が積み重ねられ、ここに至るまでの道のりは決して平坦なものではなかったが、これまで度重なる打合せの機会等において、最高裁判所の意見に真摯に耳を傾けていただき、また有益な御助言を授けていただいた内閣府及び国立公文書館の職員の方々にこの場を借りて深く御礼を申し上げたい。

【資料】

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

平成21年8月5日

内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ

裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第1項に基づき、次のとおり定めることとし、平成21年8月5日から実施する。

1 裁判所がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書
- (2) 次の事項が記録された司法行政文書

ア 裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定

イ アの決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、裁判所から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等に移管することとする。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について

平成21年8月5日

内閣府大臣官房長・

最高裁判所事務総局秘書課長・

最高裁判所事務総局総務局長申合せ

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月

5 日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ) を実施するため、次のとおり申し合わせる。

1 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣（独立政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）」に移管すべき裁判文書は、事件記録等保存規程（昭和 39 年最高裁判所規程第 8 号）第 4 条に規定する保存期間が満了したもの（(2) の事件記録については、当該事件に係る事件書類の保存期間が満了したものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、裁判所において展示資料等として現に使用しているもの、同規程第 9 条第 1 項に基づき保存されているもの、及び訴訟関係人の利益保護等のために訴訟手続において採られた措置等にかんがみ、裁判所において保存することが適当であると認められるものは、この限りでない。

(1) 民事事件（民事訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件をいう。以下同じ。）の判決書の原本及びその附属書類（同規程第 6 条に規定する附属書類をいう。）

(2) 事件記録等保存規程第 9 条第 2 項に基づき保存されている民事事件の事件書類（同規程第 2 条第 2 項に規定する事件書類をいい、(1) に該当するものを除く。）及び事件記録（同規程第 2 条第 1 項に規定する事件記録をいう。）

2 歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣（国立公文書館）に移管すべき司法行政文書は、最高裁判所司法行政文書取扱要領（平成 17 年 12 月 12 日付け最高裁秘書第 003688 号事務総長依命通達（同取扱要領が廃止され、同種の取扱要領が制定された場合は、新たな取扱要領による。）」に定める保存期間（保存期間の延長があった場合には、延長後の保存期間）が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

(1) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営

上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。）

(2) 司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定に基づく裁判所の事務の実績が記録されたもの

(3) 以下の①から④までのいずれかに該当するもの

① 文書を作成し、又は取得したときから保存期間が 30 年以上経過したもの（保存期間が 30 年未満であっても、延長により結果として 30 年以上経過した文書を含む。）

② 最高裁判所がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料

③ 3 (5) の規定により、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの

④ 3 (6) の規定により、合意した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、内閣総理大臣が最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したもの

(4) 裁判所の保有する司法行政文書であって、(1) から (3) までのいずれにも該当しないもののうち、結果として司法制度上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、最高裁判所長官と合意したもの

3 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。

(1) 裁判所から内閣総理大臣への裁判文書の移

管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて策定する移管計画に基づいて行う。

- (2) 裁判所から内閣総理大臣への司法行政文書の移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする司法行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。
- (3) 最高裁判所長官は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要のあるものを除く。）のうち、2(1) から (3) までの一に該当するものを、以下の①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に申し出ることとする。
- ① 2(3) ①に該当する文書のうち、人事評価、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの
- ② 2(1) から (3) までに該当する文書のうち、最高裁判所長官が当該文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの
- (4) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、最高裁判所長官から申出のあった司法行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、2(4) に該当する可能性のある司法行政文書があると認められる場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。
- (5) 内閣総理大臣は、予算、決算に関する送付文書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。
- (6) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官と協議の

上、特定の国政上の重要事項等として合意した事項に関連して作成された司法行政文書については、保存期間満了前に、予め最高裁判所長官と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

- (7) 国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を最高裁判所長官に求めることができる。この場合において、最高裁判所長官は、司法行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。

歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について

平成21年8月5日
内閣府大臣官房公文書管理課長・
最高裁判所事務総局秘書課長・
最高裁判所事務総局総務局第一課長申合せ
「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）」及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）」の実施について（平成21年8月5日内閣府大臣官房長最高裁判所事務総局秘書課長同総務局長申合せ。以下「官房長秘書課長総務局長申合せ」という。）を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への

移管手続について、次のとおり申し合わせる。

- 1 (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、裁判文書の移管計画について最高裁判所長官と協議し、最高裁判所長官との合意に基づき裁判文書の移管計画を決定する。
- (2) 内閣総理大臣は、決定された(1)の移管計画に基づき、裁判文書の移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間、最高裁判所は、(1)の移管計画に基づき移管すべき裁判文書について廃棄の措置をとらないものとする。
- 2 (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、最高裁判所長官に対し、当該年度における司法行政文書の移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要があるものを除く。）のうち、官房長秘書課長総務局長申合せ2(1)から(3)までの一に該当すると認められるもの（同申合せ3(3)①及び②に掲げるものを除く。以下同じ。）を申し出るよう求める。
- (2) 最高裁判所長官は、官房長秘書課長総務局長申合せ2(1)から(3)までの一に該当すると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る司法行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。
- (3) 内閣府及び国立公文書館職員が、官房長秘書課長総務局長申合せ3(7)に基づき当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認め

る特定された文書の内容の把握・精査のための提示及び説明を受けるに際しては、最高裁判所事務総局秘書課長は内閣府大臣官房公文書管理課長からの求めに応じ、司法行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲で、必要な協力を行うものとする。

- (4) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける司法行政文書の対象について最高裁判所長官と協議する。
- (5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、官房長秘書課長総務局長申合せ2(4)に該当する可能性のある司法行政文書があると認める場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議する。この場合において、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。
- (6) 内閣総理大臣は、(4)及び(5)の協議がすべて調ったところで、最高裁判所長官との合意に基づき当該年度の司法行政文書の移管計画を決定する。
- (7) 内閣総理大臣は、決定された(6)の移管計画に基づき、保存期間が満了した司法行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間に、移管することとされた司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、実際に移管するまで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。